

信用照会端末利用特約

本特約は、加盟店による、信用照会端末の使用その他の事項について規定します。なお、本特約における用語は、別に定める場合を除いて、加盟店が SBPS に対し利用を申し込んだサービスを規定する規約（以下「各種規約」といいます）に従うものとします。

第1条 （総則）

加盟店（第2条（用語の定義）第1号）は、端末等（第2条第6号）の設置、使用および取り外しに関して、本特約の定めに従うものとします。

2. 本特約と各種規約に定められた事項が異なる場合は、本特約が優先するものとします。
3. 本特約に記載のない事項については、各種規約の規定が適用されるものとします。

第2条 （用語の定義）

本特約において使用する用語の意味は、別途定義されない限り、以下のとおりとします。

(1) 加盟店	各種規約に基づき SBPS に加盟を申し込み、SBPS が加盟を承諾したもののうち、本特約を承認し、端末等を使用するもの。
(2) 利用者	各種規約に基づき加盟店と取引を行うもの
(3) モバイル決済端末	信用照会端末のうち、スマートフォン等に接続して使用する信用情報照会端末ならびに、これらの機器およびスマートフォン等を動作させるための OS・アプリケーションソフトの総称。
(4) スマートフォン等	SBPS が指定するスマートフォン、タブレットまたはそれに類する通信機器。
(5) 専用プリンター	SBPS が指定する、印字機能のないモバイル決済端末を使用するにあたり、当該モバイル決済端末とセットで利用できる印字用機器。
(6) 端末等	モバイル決済端末、スマートフォン等、専用プリンターの総称。

第3条 （信用照会端末の利用申込）

加盟店は、SBPS に対して、SBPS が定める事項を記載した、端末等利用申込書（以下「利用申込書」といいます）を提出することにより、端末等の利用の申し込み（以下「利用申込」といいます）を行うものとします。

2. SBPS は、SBPS が適格と認めた加盟店に対して、端末等を貸与するものとします。
3. SBPS は、利用申込書の記載に従って、端末等を加盟店に納品するものとします。なお、SBPS は、加盟店の承諾なく、納品に関する業務を第三者に委託することができるものとします。
4. 加盟店は、利用申込を取り消すことができないものとします。ただし、SBPS が特に認めた場合はこの限りではないものとします。この場合、SBPS は、加盟店に対して、SBPS が要した実費を請求できるものとします。

第4条 （端末導入費用等）

SBPS は、加盟店に対してあらかじめ、端末等の導入および利用にあたって加盟店が負担する諸

費用（以下「端末導入費用等」といいます）を通知するものとし、加盟店は当該費用負担を承諾のうえ、利用申込を行うものとし、

2. 加盟店は、端末導入費用等を、SBPS が指定する期日および方法により支払うものとし、
3. 加盟店が端末導入費用等を支払った場合においても、端末等の所有権は、SBPS に留保され、加盟店には移転しないものとし、
4. SBPS は、経済情勢の変化、その他の理由により、加盟店の承諾なく、端末導入費用等を変更できるものとし、
5. 加盟店は、自己の費用および責任において、端末等の準備、維持、管理を行うものとし、
6. 加盟店が端末導入費用等の支払を遅延した場合、支払期日の翌日から起算して支払が完了する日まで年 14.6%の割合による遅延損害金を SBPS に支払うものとし、

第5条 （端末等の設定、使用）

加盟店は、自己の責任において、端末等に付属する取扱説明書等（以下「取扱説明書等」といいます）に従い、端末等の設定作業を行うものとし、

2. 加盟店は、善良なる管理者の注意義務をもって、本特約および取扱説明書等に従い、端末等を使用および保管するものとし、
3. 加盟店は、理由・名目のいかんを問わず、SBPS が認めた加盟店の取扱店舗での取引目的以外で、端末等を使用してはならないものとし、
4. 加盟店は、SBPS の許可なく、端末等を第三者に使用させ、または譲渡・転貸・複製等をしてはならないものとし、
5. 加盟店は、端末等に異常または故障が発生した場合は、すみやかに SBPS が指定した連絡先に連絡し、当該連絡先からの指示・依頼に従うことにより、端末等が常に正常に稼動する状態を保つ努力を行うものとし、
6. 加盟店は、SBPS が指定した以外の者に、端末等の修理または改造等をさせてはならないものとし、

第6条 （情報登録）

端末等に登録する情報の設定、変更および抹消は、SBPS または SBPS が指定する者（以下、両者を総称して「SBPS 等」といいます）が行うものとし、

2. SBPS 等が加盟店に端末等に登録する情報設定操作（以下、「DLL 操作」といいます）を依頼した場合、加盟店は、当該端末等の所定の操作手順により DLL 操作を行うものとし、
3. SBPS は、一定期間以上使用が確認できない端末等について、セキュリティ確保の観点から、当該端末等からの各種規約に基づく取引の受付を停止、または登録情報の抹消を行うことができるものとし、

第7条 （取引情報の送信等）

専用のプリンターを保有していない加盟店の取扱店舗は、1 回払い取引を行う際、利用者に対して、取引情報の送信を希望するか否かを確認し、利用者が取引情報の受信を希望した場合には、当該利用者の電子メールアドレスを、加盟店が保有するスマートフォン等に入力させることにより SBPS に送信するものとする。

2. 加盟店の取扱店舗は、SBPS が前項に基づいて利用者の電子メールアドレスを受領した場合、SBPS が、各種規約に基づく取引完了後すみやかに、当該メールアドレスに対して、当該利用者が行った取引の内容（伝票番号、取引日、取引金額、支払方法、加盟店の取扱店舗名称、当該店舗の電話番号等、以下本条において同じとします。）を記載した電子メールを送信することを、利用者からあらかじめ承諾を取得するものとし、

3. 加盟店は、第1項に基づき利用者が紙での取引情報の受領を希望した場合、加盟店の取扱店舗が、当該利用者が行った各種規約に基づく取引の内容を記載した書面を作成し、利用者に当該書面を引き渡すことを承諾するものとします。

第8条 (利用の停止、終了)

SBPSは、加盟店に以下の事項に該当する事由が生じた場合、何ら催告することなく直ちに加盟店に対して、端末等の利用を停止または終了させることができるものとします。なお、端末等の利用を終了させる場合、SBPSは、加盟店に対し、端末等の返却を求めることができるものとします。

- (1) 本特約に定める義務を怠り、または違反した場合
 - (2) 各種規約に基づく加盟店契約が理由のいかんを問わず終了した場合
 - (3) 各種規約に違反した場合
 - (4) 端末等を毀損、紛失した場合
 - (5) その他、SBPSが不相当と認めた場合
2. SBPSは、加盟店に対して、前項による端末等の利用終了に伴う一切の損害を補償しないものとします。
 3. 加盟店は、端末等の利用が終了した場合、端末等の使用を直ちに止め、SBPSの指示に従うものとします。
 4. 加盟店は、端末等の利用が終了した場合、理由のいかんを問わず、直ちに自己の費用で端末等をSBPSに返却するものとします。なお、返却できない場合は、使用できない状態にしたうえで廃棄するものとします。この場合において、SBPSは、加盟店に対して、受領済みの端末導入費用等を返金しないものとします。
 5. 加盟店は、端末等の利用終了後、端末等の利用に関してSBPS等が開示したいかなる情報も、加盟店自身または第三者のために利用してはならないものとします。

第9条 (権利義務の譲渡禁止)

加盟店は、あらかじめSBPSの書面による承諾がなければ、本契約に基づいて生じる一切の権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供することはできないものとします。

第10条 (損害賠償)

加盟店は、端末等の利用にあたり、故意または過失により、SBPS等に損害を与えたときは、直接の結果として現実に生じた通常損害を賠償する責任を負うものとします。

第11条 (本特約の改定)

SBPSは、一定の予告期間をもってSBPSが所定の方法で加盟店に通知することにより、本特約を変更することができるものとします。

制定 2021年1月15日